

農地法第3条の規定による許可申請書

平成24年1月11日

申請書の提出日を記載してください。

佐久市農業委員会会長 殿

<譲渡人・貸付人>

住所 佐久市中込 1234  
氏名 長野太郎

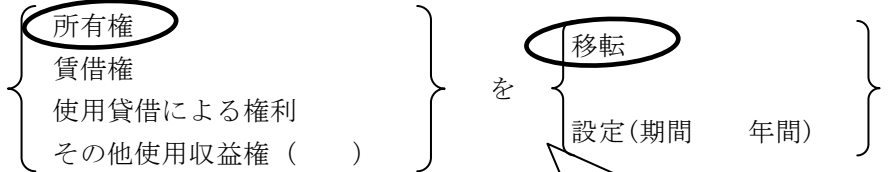


<譲受人・借受人>

住所 佐久市望月 4321  
氏名 佐久一郎



下記農地(採草放牧地)について



したいので、農地法第3条第1項に規する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

申請する権利の内容を○で囲んでください。賃借権・使用貸借権の設定の場合は、その期間を記入してください。

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所「行政区」(電話番号)
(ふりがな) 譲渡人(貸付人)	(ながのたろう) 長野太郎	68	農業	佐久市中込 1234 「前林」(62-1234)
(ふりがな) 譲受人(借受人)	(さくいちろう) 佐久一郎	55	農業兼 会社員	佐久市望月 4321 「中央区南町」(62-4321)

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番			地目		面積 (m <sup>2</sup> )	対価、賃料等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏 名又は名称 (現所有者が登記 簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏 名又は名称
協和	大塚	3210-3	畑	畑	720	総額 360,000円 [500,000円 /10a]	長野太郎 [ ]		
						総額 [ /10a]	[ ]		
						総額 [ /10a]	[ ]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等

平成24年1月31日移転・同時に引き渡し予定

少なくとも次の事項を満たしていないと農地を取得したり、借りたりすることができません。

- 1、事業に必要な農業機械の所有、農作業に従事する者の数などすべての農地を効率的に利用して耕作を行う。
- 2、本人又は世帯員が農業に常時従事している。
- 3、取得後の農地面積が必要規模に達している。
- 4、周辺農地に支障をきたさない。・・・など

4 水田農作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、耕作期間・事業概要を記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

現在の経営内容を記入してください

	農地面積 (㎡) (合計)	田	畑		樹園地	採草放牧地 (㎡)
自作地	8,583	5,678		2,345	560	
貸付地	1,234			1,234		
所有地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
		登記簿	現況			
	非耕作地	大字春日字西久保 5678	畑	山林	1234	山間地で進入路も狭く耕作できない。
	大字協和字堺 123	畑	宅地	567	車庫 早急に転用申請をします。	
耕作に供していない農地を記入してください。 内容によっては、新たに農地を取得することができない場合があります。						

	農地面積 (㎡) (合計)	田	畑		樹園地	採草放牧地 (㎡)
借入地	2,300	2,300				
貸付地						
所有地以外の土地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由	
		登記簿	現況			
	非耕作地					

記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

取得後の経営計画を記入してください。  
申請地で作付けする予定の作物に○をしてください。

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地		採草放牧地
	稲作	大豆	トマト	キャベツ	その他野菜	ブルーベリー		
作付(予定)作物				○				
権利取得後の面積(㎡)	6,778	1,200	1,500	1,000	565	560		

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	動力噴霧機		
		所有	30ps 1台	1台(4条植)	1台(4条刈)	1台	
確保しているもの	リース						
導入予定のもの	所有		1台(4条植)				〇〇農協から資金借入
	リース						
(資金繰りについて)		自己資金 〇〇万円を充てる					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

取得者本人の農業経験を記入してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 21年	農作業技術修学暦 年	その他 ( ) 年
----------	------------	-----------

② 世帯員等とその他常時雇用している労働力

現在	3人	農作業経験の状況	父 50 年以上就農
増員予定	人	農作業経験の状況	

③ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現在	人	農作業経験の状況	ご家族で農業に従事する人数と、一番長い方の経験年数を記入してください。
増員予定	人	農作業経験の状況	

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	1.5km	平均移動時間	車で5分
------	-------	--------	------

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

- その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)
- 添付資料: 農業生産法人としての事業等の状況(様式第1号の2)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

該当なし

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

- (1) その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名 佐久一郎
- (2) 年齢 55
- (3) 主たる職業 農業兼会社員
- (4) 続柄 本人
- (5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

農業に従事する方の、従事状況を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←								→	
その者が農作業に常時従事する期間			←								→	

- (1) その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名 佐久大吉
- (2) 年齢 78
- (3) 主たる職業 農業
- (4) 続柄 父
- (5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←								→	
その者が農作業に常時従事する期間			←								→	

- (1) その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名 佐久花子
- (2) 年齢 54
- (3) 主たる職業 会社員
- (4) 続柄 妻
- (5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←								→	
その者が農作業に常時従事する期間			↔		↔					↔		

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

取得後の総面積を記入してください。(作付面積計と一致)

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計 (権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積)	(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計 (権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積)
= <u>11,603</u> (㎡)	= _____ (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）  
以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

特例に該当する場合はチェックをしてください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることにならない。

（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）

- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

＜農地法第3条第2項第6号関係＞ ※転貸が認められる場合の該当の有無

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下の内該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又は、その世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその他の世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付け内容＝ 、裏作の作付け内容＝ ）

- 農業生産法人の常時従事者たる構成員が、その土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

特殊な農業経営をする等、周囲への影響を記載してください。  
担い手への利用集積を阻害するような場合などは許可できない場合があります。

＜農地法第3条第2項第7号関係＞

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農業の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

- ・取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をします。
  - ・地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
  - ・地域の農地の利用調整に協力します。
  - ・農業の使用法等について、地域の防除基準に従います。
- 上記により特に周辺営農への支障はありません。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得する者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記入してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件、その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。

また、当該契約書には、「**賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対し、甲が現状に服するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。**」「**甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。**」等を明記することが適当です。

農地法の改正で、一般企業も農業に参入することができます。この場合に記入いただく内容です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決め、遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行なう耕作又は、養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職並びにその法人の行なう耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 \_\_\_\_\_

(2) 役職名 \_\_\_\_\_

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

・その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓も含む。)を行なう期間: 年 \_\_\_\_\_ か月

・その内、その者が当該事業に参画・関与している期間: 年 \_\_\_\_\_ か月 (直近の実績)

年 \_\_\_\_\_ か月 (見込み)

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を市、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)



(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)